

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果 (2024 (令和6) 年6月)

1. 教育課程
2. 学生支援
3. 学生受入
4. 教育施設・設備
5. 教育施設・設備 (附属図書館)
6. 教育設備 (ICT環境)

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果【教育課程】

1. 「確認事項」は「教育課程に関する内部質保証のための実施要領」による。
2. 「確認手順」は、(独)大学改革支援・学位授与機構が「大学機関別認証評価 自己評価実施要項(令和6年度実施分)」に定める分析項目を使用。「分析の手順」に記載していない手順については、当該実施要項が定めるところによる。

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
1	学位授与方針が具体的かつ明確であるか。	[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること	○	○
2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であるか。	[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、分析項目本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	○	○
		[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であるか。	[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的性が確保されていることを確認する。 ・教育課程の体系的性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。	○	○
		[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ・授業科目の所要時間数について学則等によって規定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合（このような外部評価が行われている場合は、基準2-3の分析において付記することができる。） ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合		
		[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。		
		[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む。）されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、TA・RAとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 ※学位論文に代えて、特定課題研究を課している場合は同様に確認する。 ※研究指導体制と論文指導体制が異なる場合は、それぞれの体制も確認する。		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されているか。	[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	○	○
		[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・各授業科目が、大学がそれぞれ定める授業期間を単位として行われていることを確認する。		
		[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 ・大学院課程の修了要件は、必要単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文審査等の審査及び試験に合格することであることを踏まえ、研究指導に相当する授業科目が設定されている場合には修了要件必要最低単位数に含めていないことを確認する。 		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
		<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。 ※実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任をもっている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能。 ・基幹教員制度を導入している場合は、所要な授業科目を担当する基幹教員の配置状況を確認する。 ※適切な科目担当となっていることの最低限の担保として、大学院についても分析する。 		
		<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義室における授業形態と同様の教育効果が得られるような配慮がなされているか、特にメディアを利用して行う授業においては、双方向性の担保や指導補助者の配置、学生の意見交換の機会等、対面授業と同等の教育効果が得られるような配慮がなされているか、整備状況について確認する。 ・印刷教材等による授業、放送授業及びメディアを利用して行う授業の場合は、添削や質疑応答等による指導が行われているか、指導状況について確認する。 		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われているか。	<p>[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言等が行われていることを確認する。 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 	○	○
		<p>[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制を整備し、学習相談、助言等の学習支援が行われていることを確認する。 		
		<p>[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 		
		<p>[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 <p>※施設・設備のバリアフリー化への対応については、基準4-1において確認する。</p>		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されているか。	[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。 ※成績評価基準は、教育課程方針に明記されていることも想定される。 ※学習成果の評価の方針は分析項目6-2-1で確認する。	○	○
		[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。		
		[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとになっていることを確認する。 ※成績評価分布についてのガイドライン（Aをクラスの30%程度とするなど）の策定や成績評価の妥当性の事後チェック（偏りの点検）、答案の返却、模範解答あるいは採点基準の提示等について確認する。 ※45時間の学習時間の確保の実態に関する調査を実施している場合には、その資料に照らして確認する。		
		[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・異議申立てに対し、教員組織が対応を行っていることを確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか。	[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○	○
		[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。		
		[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。		
		[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。		
		[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。		

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されているか。	[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○	○
		[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。		
		[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。		
		[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおりに実施されていることを確認する。		

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果【学生支援】

1. 「確認事項」は「学生支援に関する内部質保証のための実施要領」による。
2. 「確認手順」は、(独)大学改革支援・学位授与機構が「大学機関別認証評価 自己評価実施要項(令和6年度実施分)」に定める分析項目を使用。「分析の手順」に記載していない手順については、当該実施要項が定めるところによる。

確認事項		確認手順		点検結果
番号	事項	分析項目	分析の手順	
1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備されているか。	[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・各種ハラスメントに関する防止のための措置(規定及び実施内容)・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。	○
2	学生のサークル活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援が行われているか。	[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。 ※課外活動団体等への支援実績を示す資料は、あくまでも大学の支援の実績であり、部等の活動実績そのものを評価するものではない。	○
3	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制が整備され、必要に応じて生活支援等が行われているか。	[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。	○
4	学生に対する経済面での援助が行われているか。	[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学料・授業料免除、奨学金(給付、貸与)、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。	○

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果【学生受入】

1. 「確認事項」は「学生受入に関する内部質保証のための実施要領」による。
2. 「確認手順」は、(独)大学改革支援・学位授与機構が「大学機関別認証評価 自己評価実施要項(令和6年度実施分)」に定める分析項目を使用。「分析の手順」に記載していない手順については、当該実施要項が定めるところによる。

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が大学の目的を踏まえて適切に明示されているか。	[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容 ・入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うのか ・特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果(「学力の3要素((1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)」)についてどのような成果を求めるか)	○	○
2	学生受入方針に沿って、受入方法が採用されており、実施体制により公正に実施されているか。	[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法(学力検査、面接等)が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 ・実施体制の整備状況(組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等)を確認する。	○	○
3	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果が入学者選抜の改善に役立てられているか。	[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等(改善のための情報収集等の取組を含む。)の状況を確認する。	○	○

確認事項		確認手順		点検結果	
番号	事項	分析項目	分析の手順	学部	大学院
4	実入学者数が、入学定員を大幅に超える(1.3倍)、又は大幅に下回る(0.7倍)状況になっていないか。	[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。 ※実入学者数には、秋期入学者のほか、国費留学生や外国政府派遣留学生等の入学者を含める。 ※学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均に関しては、適切な教育環境を確保する観点を重視し、「1.3倍以上」、又は「0.7倍未満」の場合は、「大幅に超える」、又は「大幅に下回る」とする。	○	× (修士) ○ (博士 後期)

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果【教育施設・設備】

1. 「確認事項」は「教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領」による。
2. 「確認手順」は、(独)大学改革支援・学位授与機構が「大学機関別認証評価 自己評価実施要項(令和6年度実施分)」に定める分析項目を使用。「分析の手順」に記載していない手順については、当該実施要項が定めるところによる。

確認事項		確認手順		点検結果
番号	事項	分析項目	分析の手順	
1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が法令に基づき整備されているか。	[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。 ・教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。 ・基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対して研究室を備えていることを確認する。 ・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。 ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。 ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。 	○
2	施設・設備における安全性について、配慮されているか。	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	○
3	授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境の整備状況(部屋数、机、パソコン等の台数等)については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。 ※自主的学習環境の整備等、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。 	○

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果【教育施設・設備（図書館）】

1. 「確認事項」は「教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領」による。
2. 「確認手順」は、（独）大学改革支援・学位授与機構が「大学機関別認証評価 自己評価実施要項（令和6年度実施分）」に定める分析項目を使用。「分析の手順」に記載していない手順については、当該実施要項が定めるところによる。

確認事項		確認手順		点検結果
番号	事項	分析項目	分析の手順	
1	教育研究活動を展開する上で必要な教育施設・設備（附属図書館）が法令に基づき整備されているか。	[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。 ・教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。 ・基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対して研究室を備えていることを確認する。 ・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。 ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。 ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。 	○
2	教育施設・設備（附属図書館）における安全性について、配慮されているか。	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	○
3	大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料が利用可能な状態に整備され、有効に活用されているか。	[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。 	○

確認事項		確認手順		点検結果
番号	事項	分析項目	分析の手順	
4	各学習センターの図書室における安全性について、配慮されているか。	[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。 	○
5	各学習センターの図書室が、附属図書館と連携し教育研究上必要な資料が利用可能な状態に整備され、有効に活用されているか。	[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	<ul style="list-style-type: none"> ・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては、教育の必要に応じて、大学設置基準に規定されている校地、校舎、運動場等が備えられていることを確認する。 ・教育課程に応じて講義・演習・実験・実習または実技を行うのに必要な教室を備えていることを確認する。 ・基幹教員制度を導入している場合は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対して研究室を備えていることを確認する。 ・共同課程を置いている場合は、その状況が該当する設置基準を満たしていることを確認する。 ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。 ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。 	○

放送大学における教育の内部質保証 自己点検・評価結果【教育設備（ICT環境）】

1. 「確認事項」は「教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領」による。
2. 「確認手順」は、（独）大学改革支援・学位授与機構が「大学機関別認証評価 自己評価実施要項（令和6年度実施分）」に定める分析項目を使用。「分析の手順」に記載していない手順については、当該実施要項が定めるところによる。

確認事項		確認手順		点検結果
番号	事項	分析項目	分析の手順	
1	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、それが有効に活用されているか。	<p>[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<p>・情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。</p> <p>・整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。</p> <p>・授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用状況を含めて確認する。</p> <p>※学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）への回答内容を資料として活用する。</p> <p>※ICT(Information and Communication Technology)とは、情報・通信に関する技術一般の総称。</p>	○